

平成 24 年度高知県特別融資制度要綱

1 目的

創業を図る者又は創造的な事業活動を図る中小企業者等に対して、必要資金の確保の円滑化を図り、県の特定施策の効率的な展開と県内産業の振興・発展を図る。

2 南海地震対策融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

- ア 既存の工場、倉庫、店舗及び事務所等の事業用施設（以下「事業用施設」という。）の耐震性を把握するための耐震診断、耐震改修工事（建替え工事を含む。）を実施するための設計を行う者
- イ 耐震性を向上させるための改修又は建替え、危険物関係施設の補強等事業用施設の地震対策を行う者
- ウ 機械の転倒防止措置等既存の設備の地震対策、発電機、消防用設備等の導入等新たな設備による地震対策を行う者
- エ 津波による浸水を防ぐために、敷地、事業用施設のかさ上げや事業用施設の移転を行う者
- オ アからエに掲げるもののほか知事が適当と認めた地震対策を行う者

(2) 貸付条件等

- ア (1) のアの資金使途は、耐震診断及び耐震改修設計（建替設計を含む。）に要する費用とする。
- イ (1) のイからオの資金使途は、申込みの計画遂行に必要な設備資金（土地のみの取得を除く。）とする。
- ウ 借入希望者は、事業計画書（別記様式 3-1 及び 3-2）を作成しなければならない。また、オの認定を受けようとする者は、事業計画書を県に提出しなければならない。

3 中核企業支援融資

(1) 貸付対象者

指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

- ア 県内外において事業を営む者であって、次のいずれかに該当する者（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「指定用地等立地者」という。）
 - (ア) 企業立地促進要綱第 2 条に定める第 1 種指定用地に立地（工場・倉庫・事務所等を取得・建設すること。以下同じ。）する者
 - (イ) 同要綱第 3 条の規定による指定を受けた者で、同要綱第 2 条に定める第 2 種指定用地又は第 3 種指定用地に立地する者
 - (ウ) 同要綱第 4 条の規定による指定を受けた者で、県内に立地する者
- イ 県内外において事業を営む者のうち、県内の適地に立地する者（指定用地等立地者を除く。）で、次のいずれかに該当する者（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「その他適地立地者」という。）
 - (ア) 製造業
 - (イ) 運送・倉庫業
 - (ウ) ソフトウェア業等（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、電気通信業及びバイオテクノロジー事業をいう。）
 - (エ) 卸売業
 - (オ) (ア)から(エ)までの事業と密接に関連するサービス業
 - (カ) (ア)から(オ)までに掲げるもの以外の業種で、物の製造又は加工の用に供する施設及びその附帯施設を設置する者
- ウ 指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者、又は従業員用社宅を建設、購入する者で、初期稼働等から 10 年を経過しない者
- エ 県内において事業を営む者のうち、生産増強計画等により工場・設備等の増築・改築を行う者又は従業員用社宅を建設し、若しくは購入する者で、設備投資額が 8, 0 0 0 万円以上であり、かつ、当融資を 5, 0 0 0 万円以上利用しようとする者

- オ 公共事業若しくは公害により現在地での営業が困難になり、他に移転する者又は借地・借家等で事業を営む者で、貸主（当該企業の役員を除く。）の都合により一方的な移転を余儀なくされる者
- カ 立地後の運転資金については、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働等から10年を経過しない者

(2) 貸付条件等

- ア 生産高の増加等の発展的な内容を伴うものを貸付対象とし、借入れのみを目的とする分社化等については、これを認めない。また、(1)のイに該当する場合は、県内の事業の縮小及び従業員の減少を伴うものは、これを認めない。
- イ (1)のア及びイに該当する者は、建物を賃借する場合も当融資の利用を認める。
- ウ (1)のオに該当する場合については、移転補償金で賄えない部分を貸付対象とする。
- エ 運転資金は、設備投資に伴うものに限る。ただし、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働から10年を経過しない者は、通常の運転資金のみの場合も当融資の利用を認める。
- オ (1)のアからエまでのいずれかに該当する者で、5年以内に10人以上（指定用地等立地者にあつては、5人以上）の県内新規雇用が見込まれる企業については、県の特認を受けて、高知県中小企業等融資制度大綱別表第1に定める特利と貸付限度額における特別枠にて当融資を利用することができる。
- カ (1)のア、イ又はオに該当する者及び(1)のウ、エに該当し特認を受けようとする者は、事業計画書（別記様式4-1及び4-2）を作成し、県に提出しなければならない。

4 産業活性化融資

(1) 貸付対象者

- 県内において指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当する者
- ア 経営の安定化又は効率化を図るために近代的な設備を導入する者
- イ 生産設備を増強することにより生産力の向上や効率化を図る者
- ウ 従業員のための福利厚生施設の取得・改善、冷暖房設備の設置又は緑化等の労働環境の改善を図る者
- エ 知的所有権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権、半導体回路配置利用権をいう。以下同じ。）に裏付けされた優れた新技術・高付加価値製品の研究・開発を実施する者
- オ 災害時対応の迅速化に役立つ「緊急時事業継続計画（BCP）」の策定を行う者
- カ 「緊急時事業継続計画（BCP）」に基づき災害の事前防止又は復旧等の対応に必要な設備の導入、改善又は資機材、燃料の備蓄等を行う者
- キ 高知県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けている者

(2) 貸付条件等

- ア (1)のア、イ及びウの資金使途は、設備本体の購入費（リース・割賦等で導入する場合はリース料・割賦料等）並びに当該設備の設置に伴う運賃、据付け費、必要最小限度の建物の改造、改装費及び当該設備に附帯して新たに必要となる原材料購入費等の初期運転資金等、必要最小限度の費用とする。
- イ (1)のエの資金使途は、申込みの計画遂行に必要な、設計費、試作費、実験費、知的所有権の申請に係る経費、試作品又は試供品等の供給に必要な設備費及び原材料費等とする。
- ウ (1)のオの資金使途は、「緊急時事業継続計画（BCP）」の計画策定に係るコンサルタント等外部への委託に要する費用とし、事前調査に係る費用も含む。
- エ (1)のカの資金使途は、設備等の設置、導入又は改善する費用及び資機材、燃料等を備蓄する費用並びに当該設備等に附帯して新たに必要となる原材料購入費等の初期運転資金等必要最小限度の費用とする
- オ (1)のキに該当する者は、認証を受けていることを証する書面の写しを添付しなければならない。
- カ (1)のキの資金使途は、事業に必要な設備資金・運転資金とし、認証の取消しを受けた場合は、実情調査の上、必要に応じ一括繰上償還等の対象とする。

5 事業環境整備促進融資

(1) 環境保全促進

ア 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当する者

- (7) 産業廃棄物処理業（使用済自動車の再資源化等に関する法律に定めるフロン類回収業、解体業、破碎業を

む。以下同じ。)、リサイクル関連産業等環境保全事業又はその関連事業を営む者

(イ) 自己の工場・事務所等に再生資源等を活用するためのリサイクル関連設備、省エネルギー施設、石油代替エネルギーを使用する施設又は地球温暖化の防止、オゾン層の保護若しくは公害防止のための施設を設置する等環境保全に対して積極的な取組を図る者

(ロ) 石綿の分析調査結果に基づき、飛散防止のために施設・設備の改善等を行う者

イ 貸付条件等

(ア) アの(イ)又は(ロ)の資金使途は、次の設備等を設置、導入又は改善する費用及び当該設備等に附帯して新たに必要となる原材料購入費等の初期運転資金など必要最小限度の費用とする。

a 中小企業信用保険法施行規則別表第1に掲げる施設等の大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、地盤の沈下及び悪臭を防止するための施設

b エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法施行令(平成5年政令第220号)第10条に掲げる特定物質の使用の合理化に資する設備

c 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)に定めるフロン類の回収の用に供する設備、又はフロン類の破壊の用に供する設備

d 東京都指定の低公害車又は東京都指定の粒子状物質減少装置

e 廃棄物を処理する施設等で、関係法令又は条例の規制・基準に適合しているもの

f 再生資源若しくは再生部品の再資源化を行うための施設又は食品循環資源の再生利用を行うための施設

g 太陽・風力等の自然エネルギー等による発電システム

h 石綿の除去、封じ込め等に要する経費(除去した石綿の廃棄処理に要する費用を含む。)

i 中小企業信用保険法施行規則別表第2に掲げる施設

(イ) (ア)のfの「再生資源」とは、使用済物品等(一度使用され又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品)又は副産物(製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品)のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

(ロ) (ア)のfの「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

(ハ) (ア)のfの「再資源化」とは、使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。

(ニ) (ア)のfの「食品循環資源」とは、食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの及び食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいう。

(ホ) (ア)のfの「再生利用」とは、食品循環資源を肥料、飼料等の製品の原材料とすることをいう。

(ヘ) 借入希望者は、事業計画書(別記様式5-1及び5-2又は5-3及び5-4)を作成し、県に提出しなければならない。

(2) 福祉関連支援

ア 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

(ア) 高齢者等(障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。以下同じ。)への介護サービス事業等を営む者

(イ) 福祉用具(高齢者等の身体状況及び日常生活に応じて高齢者等の自立支援及び介護者の介護負担軽減のために利用される介護機器等の用具をいう。以下同じ。)の製造・卸・小売及びレンタル等のサービス業を営む者

(ロ) 高齢者等の日常生活若しくは社会生活における制限の緩和又は雇用の促進を図るために事業用施設等を整備又は改善する者

(ハ) 新たに福祉タクシー・福祉バスを購入(リース、割賦等を含む。)しようとする者又は既製の車両を福祉タクシー・福祉バスに改造しようとする者

イ 貸付条件等

(ア) アの(ア)の「介護サービス事業等」とは、介護保険法(平成9年法律第123号)にいう居宅サービスに限らず、高齢者等の日常生活又は社会生活における制限を緩和するサービス、自立支援サービス及び介護者の介護負担軽減に資するサービスを提供する事業をいう。

- (イ) アの(ウ)及び(エ)の資金使途は、同各号に定める事業用施設等を整備、導入又は改善する費用及び当該施設等に附帯して新たに必要となる初期運転資金など必要最小限度の費用とする。
- (ウ) 福祉バスは、福祉関連事業を営む上で必要な送迎用のものを含む。
- (エ) 借入希望者は、事業計画書（別記様式6-1及び6-2）を作成し、県に提出しなければならない。

(3) 商業・観光業支援

ア 貸付対象者

指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

- (ウ) 県内において事業を営む者で、観光事業用施設（観光休憩施設、宿泊施設）の整備、増改築、改修、改装等を図る者
- (イ) 県内外において小売業、飲食業（遊興飲食店を除く。）及びサービス業を営む者のうち、事業拡大又は移転により県内の商店街等に新規出店する者
- (ウ) 県内において事業を営む者で、小売業、飲食業（遊興飲食店を含む。）及びサービス業を営む者のうち、現に使用している店舗の整備、増改築、改修、改装等を図る者
- (エ) 構成員の3分の2以上が県内において小売業、飲食業（遊興飲食店を含む）及びサービス業を営む組合のうち、共同施設の整備、増改築、改修、改装等を図る者

イ 貸付条件等

- (ウ) アの(イ)に該当する者は、店舗を賃借する場合も当融資の利用を認める。
- (イ) アの(イ)に該当する者は、商工会等又は当該商店街組合の推薦書（別記様式 13）を添付することとする。
- (ウ) 中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画に沿って店舗又は共同施設の整備、増改築、改装、改修を図る者については、県の特認を受けて、高知県中小企業等融資制度大綱別表第1に定める特利における特別枠にて当融資を利用することができる。
- (エ) 特認を受けようとする者は、事業計画書（別記様式7-1及び7-2）を作成し、県に提出しなければならない。

6 創業等支援融資

(1) 創業A

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

- (ウ) 事業を営んでいない個人（過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有し当該事業の廃止の日から5年未満の者又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者で当該解散の日から5年未満の者であって、現在事業を営んでおらず創業に再挑戦しようとする者（以下「再挑戦者」という。）を含む。以下同じ。）であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
- (イ) 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が2月以内に事業を開始する具体的な計画を有する者
- (ウ) 事業を営んでいない個人として新たに事業を開始し、開始した日以後5年未満の者
- (エ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者

イ 貸付条件等

- (ウ) アの(ウ)及び(イ)については、貸付対象者が再挑戦者である場合、貸付対象者への求償権を消滅させるための資金も認める。
- (イ) アの(ウ)及び(イ)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることはできない。
- (ウ) 借入希望者は、事業計画書（別記様式8-1、8-2、8-3及び8-4）を作成しなければならない。
- (エ) つなぎ資金等として利用する場合など、短期（1年以内）償還については一括返済ができる。

(2) 創業B

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

- (7) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
- (4) 事業を営んでいない個人であって、新たに会社を設立し、その会社が2月以内に事業を開始する具体的な計画を有する者
- (5) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する者
- (6) 事業を営んでいない個人として事業を開始し、開始した日以後5年未満の者
- (4) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者
- (5) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者

イ 貸付条件等

- (7) アの(7)及び(4)に該当する者は、借入申込額と同額以上の自己資金（借入金を有している場合は、当該借入金の額に相当する金額を控除した金額とする。また、高知県中小企業等融資制度の他の融資で自己資金を必要とするものを併用する場合は、当該融資に必要な自己資金の額を控除した金額とする。以下同じ。）を有していることを条件とする。
- (4) アの(7)及び(4)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることはできない。
- (7) 借入希望者は、事業計画書（別記様式8-1、8-2、8-3及び8-4）を作成しなければならない。
- (6) つなぎ資金等として利用する場合など、短期（1年以内）償還については一括返済ができる。

(3) 創業C

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

- (7) 従事した経験（勤務先で得た知識やノウハウ及び自ら事業を行っていた経験をいう。）や法律に基づく資格を活かし、県内で事業を開始しようとする者
- (4) 県内において指定事業を営む中小企業者であって事業を開始した日（法人にあつては設立の日）以後5年未満（開始時期を特定することができること。）の者

イ 貸付条件等

- (7) アの(7)に該当する者は、借入時における当該事業において、客観的にみて既に当該事業に着手していること（当該事業に係る工場、店舗等の建物を完備し、又は建築について具体的に進行中である、販売すべき商品の仕入れを終了し、又は仕入れ中である等。）が明らかであり、また、法人にあつては、申込時に人格の取得（設立登記の完了等）がなされていることを条件とする。
- (4) 貸付対象者は、借入申込額の25パーセント以上の自己資金を有していることを条件とする。
- (7) アの(7)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることは認めない。
- (6) 借入希望者は、事業計画書（別記様式8-1、8-2、8-3及び8-4）を作成し、従事又は経営の経験、資格の取得等を証する書面を添付しなければならない。
- (4) つなぎ資金等として利用する場合等、短期（1年以内）償還については一括返済ができる。

7 新事業展開支援融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者（新事業開始後1年未満の者に限る。）

- ア 現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする者（新分野進出）
- イ 現在行っている事業を廃止して（廃止後1年未満の者を含む）、異なる業種の事業を開始することにより事業転換を図ろうとする者（事業転換）

(2) 貸付条件等

- ア (1)の「異なる業種」とは、原則として、現在の業種と日本標準産業分類の中分類が異なる業種をいう。
- イ 新分野進出については、新事業の年間売上額が、1,000万円以上又は総売上額の10パーセント以上占めることが見込まれること。

ウ 事業転換については、現在の指定業種から新たな指定業種に転換する場合は、その資格が継続されているものとして取り扱う。ただし、新事業を行う者は、転業前後とも同一個人又は同一法人でなければならない。

エ 借入希望者は、事業計画書（別記様式9-1及び9-2）を作成しなければならない。

8 事業再生支援融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当する者

ア 高知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者

イ 整理回収機構又は南国土佐再生ファンドの支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者

ウ 支援金融機関の協力を得て事業再生のための経営改善計画を策定した者

(2) 貸付条件等

ア 資金使途は、(1)のアからウまでで策定した経営改善計画の実行に必要な資金とする。

イ 経営改善計画に盛り込まれている場合、当融資で協会の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、協会の保証制度等の種別によっては、借換えの対象とならない場合がある。

ウ 必要資金につき、当融資の利用と併せて、支援金融機関が協調して融資すること又は協会の保証が付されていない当該利用者への貸付債権の全部又は一部を資本的劣後ローンに転換することを条件とする。

エ 当融資の貸付回数が複数となる場合の貸付限度額は、大綱別表第1の備考3の(1)の規定にかかわらず、同表の貸付限度額から既貸付額の累計額（償還額を控除しない額）を控除した額とする。

オ 借入希望者は、事業計画書（別記様式10-1及び10-2）を作成し、県に提出しなければならない。